

第 19 回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 2 月 24 日（木）午後 1 時 30 分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 16 名

1	乙部 毅博			3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 1 名

2	吉田 義明
---	-------

5. 議事日程

日程第 1		農業委員会業務報告について
日程第 2	議案第 6 号	農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第 3	議案第 7 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について
日程第 4	議案第 8 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第 5	議案第 9 号	農地法第 52 条の規定による農地賃借料情報の提供について

6. 事務局 吉田局長、豊吉係長

7. 閉会時間 午後 2 時 30 分

## 8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は 16 名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第 19 回大樹町農業委員会総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、議長において、5 番・太田勝義委員、6 番・片岡文洋委員を指名いたします。</p> <p>日程第 1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、1 月 28 日開催の第 18 回総会以降に行われました業務等につきまして報告致します。</p> <p>1 の会議関係では、1 月 28 日に穀内会長以下委員 5 名で、農業委員会農業委員定数検討委員会を開催し、管内農業委員会の状況などの資料を元に、定数や女性委員の任命などについて、検討を行っております。</p> <p>2 月 22 日には、竹内委員長以下委員 10 名で農地委員会を開催し、令和 3 年の農地の地区別の賃貸借料につきまして、ご審議いただいております。</p> <p>本案件につきましては、この後の議案第 9 号にて、皆様にご審議いただくこととなっております。</p> <p>次に 2 番「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告等について」でございます。</p> <p>今月の報告は 1 件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第 2、議案第 6 号「農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号 1 番から 3 番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>

<p>吉田局長</p>	<p>それでは、議案第6号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地法第18条の規定では、農地等の賃貸借の解除等の制限を定めております。</p> <p>農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。</p> <p>ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかかな場合と規定されております。</p> <p>今回、この例外規定の合意解約3件の通知がございました。</p> <p>つきまして、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉係長</p>	<p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第6号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番から3番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可について」申</p>

<p>吉田局長</p>	<p>請番号1番から5番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業員会で判断し、申請内容の可否について審議いただくものであります。</p> <p>今回審議いただく案件は、売買3件と賃貸借2件、計6件となっております。つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、申請番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉係長</p>	<p>申請番号1番から3番は所有権移転の案件になります。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>別紙であります、農地法第3条調査書を添付しております。本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>申請番号1番について、■■■地区担当委員、岩岡栄一委員から報告願います。</p>

<p>岩岡委員</p>	<p>申請番号1番につきまして、借主の希望による所有権移転の案件です。</p> <p>申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に申請番号2番について、■■■地区担当委員、辻本一夫委員から報告願います。</p>
<p>辻本委員</p>	<p>申請番号2番につきましては、借主の希望による所有権移転の案件です。申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に申請番号3番について、■■■地区担当委員、牧田日出男委員から報告願います。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>申請番号3番につきましては、借主の希望による所有権移転の案件です。申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>

原口委員	<p>申請番号2番について、面積が小さいのに価格が高いと思われませんが、どのような経緯でこの価格になったのでしょうか。</p>
吉田局長	<p>元々、宅地で登記上なっていたのですが、数カ月前に現地調査で畑と評価させていただきました。当時、■■■■が取得を忘れていたことがわかり、今回若干高く評価し取得したと思われます。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番から3番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に申請番号4番及び5番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>申請番号4番から5番は賃貸借の案件になります。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>別紙であります、農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>申請番号4番について、■■■地区担当委員、乙部毅博委員から報告願います。</p>

乙部委員	<p>申請番号4番につきましては、借主の希望による賃貸借の案件です。申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。  <small>しんぎ ほど</small></p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に申請番号5番について、■■■地区担当委員、金曾浩文委員から報告願います。</p>
金曾委員	<p>申請番号5番につきましては、借主の希望による賃貸借の案件です。</p> <p>申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。  <small>しんぎ ほど</small></p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第7号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号4番及び5番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番から7番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>

吉田局長	<p>それでは、議案第 8 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を提案説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条には、市町村が作成した農地利利用集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。今回ご審議頂きます申請は 7 件でございます。</p> <p>内訳は、賃貸借で合理化事業によるものが 2 件、新規 3 件、更新が 2 件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは申請番号 1 番から 3 番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>申請番号 1 番から 3 番につきましては、賃貸借権の案件となります。 (議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。次に、地区担当委員より地域調整報告を求めます。</p> <p>申請番号 3 番について、■■■地区担当、竹内稔委員より報告願います。</p>
竹内委員	<p>申請番号 3 番につきましては農用地利用集積の申出があったため、■■地区に周知し、■■■としました。賃貸借期間は、10 年とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>報告が終わりました。なお、申請番号 1 番及び 2 番については、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が買受した農地を賃貸借する案件のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番から3番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に、申請番号4番の審議にあたり、■■■委員は、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。

「暫時休憩いたします。」

■■■委員～退席

「再開致します。」

それでは、申請番号4番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉係長

申請番号4番につきましては、賃貸借権の案件となります。

(議案に基づき説明)

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。次に、地区担当委員より地域調整報告を求めます。

■■■地区担当代理、岩岡栄一委員より報告願います。

岩岡委員

申請番号4番につきましては農用地利用集積の申出があったため、■■■地区に周知し、■■■としました。賃貸借期間は、5年とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ておりま

議長	<p>す。ご審議の程、よろしくお願いします。</p> <p>報告がおわりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号4番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>「暫時休憩いたします。」</p> <p>■■委員～着席</p> <p>「再開致します。」</p> <p>次に、申請番号5番から7番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>申請番号5番から7番につきましては、賃貸借権の案件となります。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。次に、地区担当委員より地域調整報告を求めます。</p> <p>申請番号5番について、■■■地区担当、金曾浩文委員より報告願います。</p>
金曾委員	<p>申請番号5番につきましては農用地利用集積の申出があったため、■■地区に周知し、■■■としました。賃貸借期間は、5年とし、賃借料については、</p>

	<p>周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。 ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>報告が終わりました。なお、申請番号6番及び7番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号5番から7番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第5、議案第9号「農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供について」の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>議案第9号「農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供について」の件を提案説明申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます農地の賃借料の情報提供につきましては、農地法第52条において、農業委員会が果たす役割として、賃料等の農地に関する情報の収集、整理、分析を行い、提供を行うと規定されております。</p> <p>今回、令和3年1月から12月分までの、町内における農地の賃料等の情報を整理し、取りまとめを行っております。</p> <p>2月22日に、農地委員会を開催し、賃料等の状況や公表方法などをご審議いただき、本総会に諮ることをご承認いただいたところであります。</p> <p>また、本総会において、承認いただいた後、農業委員会のホームページで情報を公開する予定であります。</p>

<p>議長</p>	<p>つきましては、その内容等について、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉係長</p>	<p>農地の賃借料情報の提供につきましては、農地法第 52 条の規定に基づき、2 月 22 日に農地委員会を開催し、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの 1 年間における許可及び公告のあった賃借料について会議を実施いたしました。</p> <p>例年にならい、北部、中央部、沿岸部の 3 ブロックに分け、平均値は、筆数で平均値を出し、比重案分は行っておりません。また、農地保有合理化事業による賃貸借は、除いております。</p> <p>あと、単位は全て 10a 当りとなっておりますので、単位は省略させていただきます。ではまず別紙を参照願います。北部は、平均値は 5,000 円、最高値で 6,500 円、最低値で 3,600 円、筆数は 33 筆、中央部は、平均値 6,100 円、最高値で 6,300 円、最低値で 5,000 円、筆数は 87 筆、最後に、沿岸部は、平均値で 4,600 円、最高値で 6,000 円、最低値で 2,800 円、筆数は 82 筆という結果になりました。</p> <p>この賃借料に異議がなければ、大樹町の農地賃借料情報として、町のホームページに掲載いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 9 号「農地法第 52 条の規定による農地賃借料情報の提供について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

